

三者合同！

相続・遺言セミナー相談会

令和6年4月1日から

相続登記の申請が義務化されます！



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

法務局

司法書士会

土地家屋
調査士会

予約制
ご相談は無料です

司法書士又は土地家屋調査士がご相談をお受けします
〈秘密厳守〉

- ◆遺産の相続
- ◆遺言書の書き方
- ◆相続登記の手続など

- ◆相続した土地を分割したい
- ◆相続した建物が未登記だった
- ◆相続に備えて土地の境界をはっきりしておきたい

令和5年11月10日（金）

日時

◆遺言書作成セミナー

午前10時～午前11時20分
～遺言書の作成と保管について～

◆相続登記の義務化説明会

午前11時30分～正午

場所

新潟市中央区西大畑町5191番地

◆相続個別相談会

午後0時20分～午後4時20分

新潟地方法務局 1階共用会議室

セミナー・説明会は、先着30名の予約制です。

相談会は、事前予約の上、「相続登記に関する相談」又は「表示登記に関する相談」のいずれかをお受けいたします（相談時間は40分、先着15組です）。

※予約時間の5分前までにご来庁ください。

【相談予約先】

新潟地方法務局総務課 担当：荻島（オギシマ）
連絡先：025-222-1569
事務取扱時間 8:30-17:15（平日のみ）

主催：新潟地方法務局・新潟県司法書士会・新潟県土地家屋調査士会